

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 1 3 日

都道府県行政書士会 ご担当者様

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等に関するお願い

平素より、土地関係施策の円滑な執行に御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、国土交通省では、10月を土地月間と定めて各種の広報活動を行っており、不動産・建設経済局土地政策課においても、同制度に関するポスター及びリーフレットを作成し、普及・啓発活動を行っているところでございます。

つきましては、当課で作成しましたポスター及びリーフレットを送付いたしますので、貴会会員に周知してまいりますようお願いいたします。

なお、同制度については、国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html）に掲載しております。このページでは、送付しましたポスター・リーフレットのダウンロードも可能となっておりますので、ご活用いただければ幸いです。

今後とも、国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等に御協力くださいますようお願いいたします。

担当：国土交通省不動産・建設経済局
土地政策課 山口

TEL：03-5253-8111（内 30-434）

03-5253-8376（直通）

FAX：03-5253-1558

E-mail：yamaguchi-k2rx@mlit.go.jp